

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（抄）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

1

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）

3

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第三百三十二条 （略）</p> <p>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）</p> <p>第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公</p>	<p>第三百三十二条 （略）</p> <p>（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）</p> <p>第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基</p>

共同体の長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当)又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の法律による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当)又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

改正案			現行		
<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）</p> <p>第五十条 地方自治法施行令第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（第一項第一号に係る部分を除く。）、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）、第四百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十六条の六、第六十六条の七第一項及び第三項、第六十六条の七第一項及び第二項前段、第六十七条の二、第六十七条の四、第六十七条の五第一項及び第二項前段、第六十七条の六から第六十七条の六まで、第六十七条の七第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十七条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九条の二第一号、第六十七条の三及び第六十七条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用）</p> <p>第五十条 地方自治法施行令第四百四十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（第一項第一号に係る部分を除く。）、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）、第四百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十六条の六、第六十六条の七第一項及び第三項、第六十六条の七第一項及び第二項前段、第六十七条の二、第六十七条の四、第六十七条の五第一項及び第二項前段、第六十七条の六から第六十七条の六まで、第六十七条の七第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十七条の三までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第六十九条の二第一号、第六十七条の三及び第六十七条の三の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第七十三条第一</p>	<p>次の</p>	<p>合併特例区又は合併市</p>	<p>第七十三条第一</p>	<p>次の</p>	<p>合併特例区又は合併市</p>

項

町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法に

項

町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額

第七十三条第一 項第一号	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	より算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の

第七十三条第一 項第一号	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公	同項	普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等）	当該各号に定める	それぞれ次に定める数を乗じて得た	合併特例区の長 二	（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の

共同体から地方自治法
第二百四十三条の第二
一項の損害を賠償する
責任（以下この条にお
いて「普通地方公共団
体の長等の損害賠償責
任」という。）の原因
となつた行為を行つた
日を含む会計年度にお
いて在職中に支給され
、又は支給されるべき
同法第二百三条の第二
一項若しくは第四項又
は第二百四条第一項若
しくは第二項の規定に
よる給与（扶養手当、
住居手当、通勤手当、
単身赴任手当、在宅勤
務等手当又は寒冷地手
当が支給されている場
合には、これらの手当
を除く。）の一会計年
度当たりの額に相当す

共同体から地方自治法
第二百四十三条の第二
一項の損害を賠償する
責任（以下この条にお
いて「普通地方公共団
体の長等の損害賠償責
任」という。）の原因
となつた行為を行つた
日を含む会計年度にお
いて在職中に支給され
、又は支給されるべき
同法第二百三条の第二
一項若しくは第四項又
は第二百四条第一項若
しくは第二項の規定に
よる給与（扶養手当、
住居手当、通勤手当、
単身赴任手当又は寒冷
地手当が支給されてい
る場合には、これらの
手当を除く。）の一会
計年度当たりの額に相
当する額として総務省

	<p>額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>第七十三条第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手</p>
	<p>令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>	<p>第七十三条第一項第二号</p>	<p>地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手</p>
	<p>合併特例区の職員</p>		

2 (略)	(略)	(略)	<p>当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。()の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>
2 (略)	(略)	(略)	<p>当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。()の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p>

2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場合について準用する。

(注) 地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)により、地方自治法「第二百四十三条の二」は「第二百四十三条の二の七」に改正(令和六年四月一日施行)。地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の関係箇所については、本政令案とは別の政令により所要の改正を予定。